

上越地区手をつなぐ育成会 規約

第1条 (名称及び事務所所在地)

本会は、上越地区手をつなぐ育成会といい、事務所を上越市中央2丁目14-4サンシティ101号に置く。電話番号 025-530-7788。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の連携・協力のもと、上越市内の知的障害児者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 知的障害児者の人権尊重のための社会啓発を行う。
2. 知的障害児者の更生に関すること。
3. 会員相互の連絡と研修に関すること。
4. 関係団体との連絡・連携に関すること。
5. その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

第4条 (組織)

本会は組織に、部を設ける事ができる。部は本会の会則にしたがって、部の特殊性、独自性のある活動を行う。

第5条 (会員)

1. 正会員 原則として旧上越市内に在住する知的障害児者とその保護者とする。
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者とする。

第6条 (役員)

本会には、次の役員を置く。役員の任期は2年間とし重任は妨げない。役員は理事会で選出し総会の承認を得るものとする。

1. 会長 1名 本会を代表し主として会務をつかさどる。
2. 副会長 3名 会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事 若干名 本会の重要事項を審査し、会の運営に努める。
4. 監査委員 2名 本会の会計の監査にあたる。
5. 監事 若干名 本会の会務を処理する。
6. 地区役員 若干名 地区役員は、会員への連絡及び情報の収集をし、理事に伝達する。地区役員の選出は、そのグループで互選し理事会の承認を得るものとする。グループ編成は地区及び施設・学校等で会員との連絡の取れやすい範囲で編成する。

(役員名簿は別紙)

第7条 (顧問)

本会には顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。顧問に委嘱された者は、会長の要請に応じ各種会議に出席し発言できるものとする。

第8条（会 議）

本会は、次の会議により運営を図る。

1. 総 会 定例総会を年1回開き、必要に応じて臨時総会を開く事ができる。
総会の議決事項は次の項目とする。
 - (1) 役員の承認
 - (2) 事業及び予算の議決
 - (3) 決算の承認
 - (4) 会則変更の議決
 - (5) その他必要事項
2. 理事会 会長が必要と認めた時に随時開く。理事会には、必要に応じ会長は会員の出席を求める事ができる。出席を求められた会員は審議に参画し自由に発言できる。
 - (1) 事業の企画、予算の編成、議案の制作
 - (2) 第6条1項から5項までの役員の選出及び地区役員の承認
 - (3) 総会で承認又は議決された事項の執行
 - (4) その他必要事項
3. 部 会 部長が必要と認めた時に随時開く。
 - (1) 本会の会則に従って、各部の特殊性、独自性ある活動のための審議執行。
 - (2) その他必要事項

第9条（経 費）

本会の経費は次の3項をもって充てる。

1. 会費
2. 事業利益
3. 補助金及び寄付金等

第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条（付 則）

本会は、昭和54年6月3日より実施する。

2. 昭和55年6月29日 一部改正
3. 平成3年4月21日 一部改正
心身障害児者を精神薄弱児者に統一した。
第4条組織で支部を置く事ができるに改正。
4. 平成9年11月16日 一部改正
上越市手をつなぐ親の会を上越市手をつなぐ育成会に改名。
事務局を上越市社会福祉事務所からポプラの家に移す。
精神薄弱児者の名称を知的障害児者に改めた。
知的障害児者本人も会員とした。
5. 平成13年5月27日 一部改正
6. 平成19年4月28日
上越市手をつなぐ育成会規約を解散のために閉鎖する。
7. 平成19年4月28日
上越市手をつなぐ育成会 上越支部の結成の契機に、支部規約を制定し執行する。
8. 平成30年5月20日 第1条の名称と所在地、第6条役員の名称と人数の改正